

香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第23号

香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例

香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占有等の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の免許又は同法第65条第1項及び第2項若しくは水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定による許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために行う場合</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(占有等の許可)</p> <p>第3条 一般海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 一般海域を占有すること。</p> <p>(2) 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。</p> <p>(3) 土石の投入、掘削その他海底の形状の変更をすること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の免許又は同法第65条第1項若しくは水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づく規則の規定による許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために行う場合</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。